相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市東原町一丁目二八七番地一、最後の住所仙台市太白区西中田七丁目三七番二〇―四〇三号　被相続人　亡　奥出　好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

仙台市青葉区一番町二―一〇―二六旭コーポラス一番町九〇一　舟木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小園　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡白河村大字世楽村二八番屋敷、最後の住所茨城県小美玉市世楽字梅場五九〇番五　被相続人　亡　鈴木　藤七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階植崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂甲二九三〇番地、最後の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂三〇七七番地五　被相続人　亡　神戸ミツ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

群馬県高崎市大橋町二九番地一ダイアパレス北高崎ステーションサイド二F―B

相続財産管理人　弁護士　森田　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市花垣町一丁目一八五〇番地、最後の住所栃木県小山市花垣町一丁目一〇番一七号　被相続人　亡　大槻　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

群馬県高崎市大橋町二九番地一ダイアパレス北高崎ステーションサイド二F―B

相続財産管理人　弁護士　森田　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市花垣町一丁目一八五〇番地、最後の住所栃木県小山市花垣町一丁目一〇番一七号　被相続人　亡　大槻　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

神戸市中央区多聞通三丁目三番一六号甲南第一ビル一一階神戸ハート法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木花　髙裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県名西郡石井町浦庄字下浦七一五番地一、最後の住所奈良市疋田町五丁目二五〇番地の六　被相続人　亡　平山　忠

平成二十七年二月六日

事務所東京都港区芝大門一丁目一六番九号神明ビル二〇一芝公園法務事務所

相続財産管理人　上野　靖幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大和町戸塚字毛受田二七番地四七、最後の住所愛知県一宮市大和町戸塚字毛受田二七番地四七戸塚マンションB―四〇五号　被相続人　亡　野々垣　隆之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

愛知県名古屋市中区丸の内三―二―二九ヤガミビル五〇一号・六〇一号

相続財産管理人　弁護士　梅村　明男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市中町二一四〇番地一、最後の住所三重県四日市市笹川二丁目二一一番地　被相続人　亡　阪倉　光志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

三重県四日市市安島一丁目二番二七号ジェックSビル二階あおば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田すみ江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区御崎町二丁目二〇番、最後の住所神戸市垂水区塩屋町六七一番地の一二五アンビエントジェームス山一番館四〇二号　被相続人　亡　川村　一弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

神戸市中央区多聞通三丁目三番一六号甲南第一ビル一一階神戸ハート法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木花　髙裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県名西郡石井町浦庄字下浦七一五番地一、最後の住所奈良市疋田町五丁目二五〇番地の六　被相続人　亡　平山　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

奈良市大豆山突抜町一六番地

相続財産管理人　弁護士　和島美枝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市矢賀町七二一番地、最後の住所不明　被相続人　亡　中野ヒサヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

事務所広島市中区上八丁堀四番二八号松田ハイツ二〇四号

相続財産管理人　弁護士　田邊　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市菊水通一丁目二五番地、最後の住所大阪府守口市菊水通一丁目一七番六号　被相続人　亡　二宮　國夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

大分県大分市皇和台二丁目七番一〇号

相続財産管理人　白石　芳明

無縁墳墓等改葬公告

琉球石灰石採掘のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年二月六日

一、墳墓等所在地　沖縄県糸満市山城三五六番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県豊見城市字保栄茂五一一番地の二　有限会社大鉱　代表取締役　比嘉　俊浩

第19期決算公告　平成27年2月6日

東京都千代田区外神田1丁目18番13号

サイコム・ブレインズ株式会社

代表取締役　西田　忠康

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	233,983
	固定資産	150,150
	資産合計	384,133
負純資産の債及び部	流動負債	85,076
	固定負債	98,165
	株主資本	200,892
	資本金	64,045
	資本剰余金	29,405
	利益剰余金	107,442
	利益準備金	832
	その他利益剰余金	106,610
	（うち当期純利益）	(75)
	負債・純資産合計	384,133

第29期決算公告　平成27年2月6日

東京都府中市本町二丁目30番地

株式会社ソフテック

代表取締役　田原　道夫

貸借対照表の要旨（平成26年12月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	185,578
	固定資産	244,719
	繰延資産	503
	合計	430,801
負純資産の債及び部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	430,801
	資本金	60,000
	資本剰余金	370,801
	利益準備金	3,700
	その他利益剰余金	367,101
	（うち当期純利益）	(50,370)
	合計	430,801

第25期決算公告

平成27年2月6日

宮城県仙台市青葉区二日町2番27号

仙台環境開発株式会社

代表取締役　櫻井　慶

貸借対照表の要旨

（平成26年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,502,693
	固定資産	6,406,725
	合計	13,909,418
負純資産の債及び部	流動負債	1,956,893
	固定負債	2,764,188
	株主資本	9,188,337
	資本金	50,000
	資本剰余金	9,138,337
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	9,125,837
	（うち当期純利益）	(2,660,057)
	合計	13,909,418